

# 日本司法精神医学会 会則

(平成 17 年 5 月 21 日制定)  
(平成 19 年 5 月 25 日一部改正)  
(平成 20 年 5 月 17 日一部改正)  
(平成 21 年 5 月 16 日一部改正)

## (名 称)

第 1 条 本会は、日本司法精神医学会 Japanese Society of Forensic Mental Health と称する。

## (目 的)

第 2 条 本会は、司法精神医学・医療の進歩、啓発を図り、精神医療・精神保健の充実に寄与することを目的とする。

## (本部・事務局)

第 3 条 本会の本部・事務局は、理事会の定めるところに置く。

## (事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 総会の開催
- 3) 会報の発行
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業

## (会 員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員、名誉会員、賛助会員、機関誌購読会員
- 2) 正会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする。
- 3) 正会員として入会を希望する者は、本会の評議員、理事または監事のうち 1 名の推薦を受け、所定の入会申込書に会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 4) 名誉会員は、原則として年齢が 70 歳以上で、本会の活動に関し、特に功労のあった者で、理事会により推薦され、かつ評議員会、総会において承認された者とする。
- 5) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する団体または個人とする。
- 6) 賛助会員として入会を希望する者は、理事 1 名の推薦を受け、所定の入会申込書に会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 7) 機関誌購読会員は、本会の目的に賛同し、本会の機関誌の定期購読を希望する団体または個人とする。
- 8) 機関誌購読会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

## (会 費)

第 6 条 本会の会費は別に定めるとおりとする。

## (退会および除名)

第 7 条 本会を退会しようとする者は、退会届けを本会事務局に提出しなければならない。

- 2 2 年間会費を滞納した者は、告知のうえ、退会したものとみなす。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をした会員、あるいは本会の会則に背く行為のあった者は、理事会、評議員会の議を経て総会の承認により除名することができる。

## (役員および評議員)

第 8 条 本会に次の役員および評議員を置く。

理事長	1 名
理 事	15 名以内
監 事	2 名

評議員会議長 1名  
評議員 若干名

#### (役員)

第9条 理事は評議員より理事会が推薦し、評議員会および総会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は理事の互選により定める。
- 3 監事は評議員より理事会が推薦し、評議員会および総会の承認を得なければならない。
- 4 評議員会議長は評議員の互選により定める。
- 5 役員の任期は、選出された総会の終了時から4年後の総会終了時までとする。
- 6 役員の再任は妨げない。
- 7 理事会において役員の補充を行うときは、その任期は前任者の残任期間とする。
- 8 役員の年齢は70歳未満とする。ただし、任期中に70歳に達した役員は、70歳に達した後に最初に開催される総会終了時までその任にあたるものとする。

#### (評議員)

第10条 評議員は、原則として、5年以上引き続き本学会の正会員であり、かつ司法精神医学の発展に寄与する業績のあった者から選出される。

- 2 新評議員になる者は、役員および評議員のうち2名の推薦を得、評議員会および総会の承認を経て決定される。
- 3 評議員の任期および年齢上限は、これを定めない。ただし、評議員会への出席が一定以上に達しないときは、その資格を失うことがある。
- 4 評議員を辞退するときは原則として文書をもって理事会に申し出るものとする。

#### (職務)

第11条 理事長は、本会の業務を総括し本会の代表となる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、本会の財産の状況を監査し、その結果を理事会および評議員会に報告するものとする。
- 5 評議員会議長は、評議員会を総括する。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、理事会より提出された事項、その他、本会に関する重要事項を審議する。

#### (会議)

第12条 本会は次の会議を開催する。

- 1) 学術集会
- 2) 総会
- 3) 評議員会
- 4) 理事会
- 5) その他、理事会において必要と認めるもの

#### (会長および副会長)

第13条 本会に会長を置く。

- 2 会長は学術集会を主催する。
- 3 本会が必要と認めるときは、副会長1名を置くことができる。
- 4 会長および副会長は、正会員のうちから理事会の推薦、評議員会の承認を経て、総会において決定される。
- 5 会長および副会長の任期は、前年の学術集会終了より始まり、主催する学術集会の終了をもって満了とする。
- 6 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

#### (学術集会)

第14条 学術集会は年1回開催する。

- 2 本会が開催する学術集会の発表は原則として会員に限るものとする。

3 会長は、学術研究関係事務を行うため必要と認めるときは、会員のうちから学会委員若干名を委託することができる。

#### (総会)

第15条 総会は正会員によって構成される本会の最高議決機関である。

2 総会は原則として年1回、学術集会のときに開催する。

3 総会は理事長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会を招集するときは、正会員に対し、あらかじめ会議の目的たる事項および日時、場所等を文書をもって少なくとも開催日の10日以前に通知しなければならない。

5 総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思表示をした者、または他の正会員に評決を書面をもって委任した者は出席者とみなす。

6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事長は、正会員の5分の1以上または評議員会、理事会より要請のあった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

8 総会の議決事項は、正会員に文書をもって報告しなければならない。

#### (理事会)

第16条 理事会は理事により構成される。監事、評議員会議長、会長および次期会長、ならびに理事長が理事会の運営にあたりその意見を徴することが必要と考えられる者は理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 理事会は年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認められた場合には、臨時理事会を招集することができる。

3 理事または監事より会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、あらかじめ理事に対し会議の目的たる事項および日時、場所等を文書をもって通知しなければならない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

6 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

7 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 理事会は、当該年度の事業報告、収支決算、次年度の事業計画、収支予算およびその他理事会ならびに評議員会において必要と認められた事項を評議員会の議を経て、総会に報告し、その承認を得るものとする。

#### (評議員会)

第17条 評議員会は年1回評議員会議長が招集する。ただし、評議員会議長が必要と認められた場合には、臨時評議員会を開催することができる。

2 評議員会議長は、理事会の要請または評議員の5分の1以上の要請があったときは、すみやかに評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、あらかじめ会議の目的たる事項および日時、場所を文書をもって通知しなければならない。

4 評議員会は、評議員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。ただし、議事につき、あらかじめ書面をもって意思表示した者、または他の評議員に書面をもって評決を委任（委任状）した者は出席とみなす。

5 評議員会の議決は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した評議員が代行する。

7 評議員会は、審議の要項および議決事項を理事会に報告するものとする。

#### (専門委員会)

第18条 理事会は必要に応じ、各種の専門委員会を置くことができる。

2 各専門委員会の規定は別に定める。

**(会計年度)**

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

**(会則改定)**

第20条 本会の会則は、総会で出席正会員の3分の2以上の賛成をもって改定することができる。

## 附 則

第1条 本会の正会員の会費は年額8,000円とする。ただし、評議員ならびに役員の年会費は10,000円とする。

2 賛助会員の年会費は1口50,000円とする。

3 正会員の会費の改定は総会の議決を必要とする。ただし、理事会が緊急を要し、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、理事会において会費の改定をすることができる。この場合、次の評議員会および総会に報告のうえ、その承認を得なければならない。

4 名誉会員は会費を要しない。

5 既納の会費はすべてこれを返却しない。

6 機関誌購読会員の年会費は3,000円とする。

第2条 本会則は平成21年4月1日より実施する。

第3条 本会の本部は千葉大学社会精神保健教育研究センター内（〒260-8670 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1）に置く。事務局は、株式会社春恒社学会事務部内（〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地洛陽ビル3階）に置く。